【日本学生支援機構（JASSO）奨学生について】

日本学生支援機構奨学金（JASSO）には、給付奨学金（多子世帯を含む）と貸与奨学金（第一種[無利子]・第二種[有利子]）があります。
高等学校等在学時に予約採用を申し込み、「大学等奨学生採用候補者決定通知」を受け取っている場合は入学後、速やかに本学に「大学等奨学生採用候補者決定通知」を提出し、**「進学届」**の手続きが必要となります。提出日につきましては **2027 年 2 月中旬ごろ**にスタートナビにてお知らせします。
また、高等学校等で予約採用の申し込みをしていない学生につきましても本学入学後に在学定期採用の募集があります。在学定期採用の説明会日時や申請方法の詳細については入学後にお知らせします。

【多子世帯の学生等に対する大学等の授業料・入学金の無償化について】

令和 7 年度より、多子世帯（扶養する子どもが 3 人以上の世帯※1）の学生に対し、所得制限なしで大学等の入学金・授業料を国が定める一定額まで無償とする※2 制度が実施されました。
本制度の詳細は、文部科学省のホームページ（高等教育の修学支援新制度：文部科学省）よりご確認ください。（URL：https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm）

※1…多子世帯に該当するかは、以下の情報を用いて日本学生支援機構が確認します。
・予約採用 2026 年度中に申込をした場合：2025 年 12 月 31 日時点の住民税の課税情報
・定期一次（2027 年 4 月）で申込する場合：2025 年 12 月 31 日時点の住民税の課税情報
・定期二次（2027 年 10 月）で申込する場合：2026 年 12 月 31 日時点の住民税の課税情報

※2…授業料減免額については年間 70 万円が上限額となります。
学費（入学金・授業料・諸会費等）がすべて無償になるわけではありませんのでご注意ください。

＜注意点＞

・多子世帯の学生の授業料が自動的に減免される制度ではありません。希望者は大学を通じて申し込む必要があります（申請期限厳守）。
・入学金減免の対象は 2027 年度新入生（予約採用者および定期一次採用者）のみ※3 です。
・所得制限はありませんが資産要件や学業成績要件を満たす必要があります。
・多子世帯における子どもの扶養親族数については大学ではなく日本学生支援機構が確認し判定します。
・子どものアルバイト等の収入が多く、扶養から外れてしまった場合、子どもの数としてカウントされません。

※3…入学金の減免は、原則として**「入学後 3 か月以内」**に申請手続きを行う必要があります。そのため、秋学期から申し込む「定期二次採用」を利用される場合や、進学届の提出忘れ等により「予約採用」の資格を失効した場合は、入学金減免の対象外となりますのでご注意ください。

【高等学校等での予約採用の採用候補者となった方へ】

＜給付奨学金（多子世帯を含む）について＞

進学前に在学校から交付された、「令和 9 年度大学等奨学生採用候補者決定通知」の給付奨学金の選考結果欄に**「候補者決定」**と記載がある方は、大学に進学届を提出することで授業料等減免制度の支援を受けることが可能です。

※給付奨学金の支援内容については別紙「給付奨学金採用候補者決定通知の選考結果欄の記載と支援内容について」を確認ください。

＜貸与奨学金について＞

進学前に在学校から交付された、「令和 9 年度大学等奨学生採用候補者決定通知」の貸与奨学金の選考結果欄に**「候補者決定」**と記載がある方は、大学に進学届を提出することで貸与奨学金を受けることが可能です。

※必ず大学等奨学生採用候補者決定通知の封筒を開封し、内容の確認をお願いします。
（大学等奨学生採用候補者決定通知の封筒は、高等学校等より配布されます。）

【別紙】給付奨学金採用候補者決定通知の選考結果欄の記載と支援内容について

選考結果欄の記載	**給付奨学金の支援**	**授業料等減免の支援**
第Ⅰ区分	第Ⅰ区分の支援	第Ⅰ区分の支援
第Ⅱ区分	第Ⅱ区分の支援	第Ⅱ区分の支援
第Ⅲ区分	第Ⅲ区分の支援	第Ⅲ区分の支援
第Ⅰ区分（多子世帯）	第Ⅰ区分の支援	第Ⅰ区分と同等の支援
第Ⅱ区分（多子世帯）	第Ⅱ区分の支援	第Ⅰ区分と同等の支援
第Ⅲ区分（多子世帯）	第Ⅲ区分の支援	第Ⅰ区分と同等の支援
第Ⅳ区分（多子世帯）	第Ⅳ区分の支援	第Ⅰ区分と同等の支援
第Ⅰ区分（多子世帯） 授業料等減免のみ	0 円	第Ⅰ区分と同等の支援
第Ⅱ区分（多子世帯） 授業料等減免のみ	0 円	第Ⅰ区分と同等の支援
第Ⅲ区分（多子世帯） 授業料等減免のみ	0 円	第Ⅰ区分と同等の支援
第Ⅳ区分（多子世帯） 授業料等減免のみ	0 円	第Ⅰ区分と同等の支援
多子世帯 授業料等減免のみ	0 円	第Ⅰ区分と同等の支援